

## 財務諸表に対する注記

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却方法

##### ①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によって行っている。

##### ②無形固定資産

定額法によって行っている。

##### ③長期前払費用

定額法によって行っている。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### ②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

#### (3) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によって行っている。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職給付制度及び磐田商工会議所の特定退職金共済制度によって行っている。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア あおばのさと拠点区分(社会福祉事業区分)

「法人本部」

「就労継続支援B型」

「就労移行支援」

「共同生活援助」

「指定特定相談支援」

「指定障害児相談支援」

イ こども発達支援ホームいわしろ拠点区分

「児童発達支援」

(4) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)は省略している。

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（あおばのさと）	53,106,550	0	0	53,106,550
建物（あおばのさと）	203,896,600	29,137,719	9,395,937	223,638,382
合 計	257,003,150	29,137,719	9,395,937	276,744,932

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 36,723,000円  
建物（基本財産） 134,951,833円  
計 171,674,833円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。  
施設資金借入金（1年以内返済予定額を含む）16,290,000円

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	53,106,550	0	53,106,550
建物（基本財産）	329,483,111	105,844,729	223,638,382
その他固定資産（有形固定資産）建物	15,557,323	6,024,148	9,533,175
その他固定資産（有形固定資産）構築物	2,256,298	1,047,870	1,208,428
その他固定資産（有形固定資産）車両運搬具	13,510,284	9,225,112	4,285,172
その他固定資産（有形固定資産）器具・備品	7,244,650	4,961,794	2,282,856
その他固定資産（有形固定資産）機械・装置	504,000	503,999	1
合 計	421,662,216	127,607,652	294,054,564

### 1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。  
該当なし

### 1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。  
該当なし

### 13. 重要な偶発債務

該当なし

### 14. 重要な後発事象

該当なし

### 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 平成25年4月1日より「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老廢0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されている社会福祉法人会計基準に基づいて会計処理を行っている。
- (2) 会計基準適用による過年度修正損の内訳は下記のとおりである。  
過年度国庫補助金等特別積立金積立額 19,653,691円